

新宿区災害時要援護者名簿登録のご案内

新宿区は、災害時の避難等に支援を必要とする方を事前に把握するため、ご本人からの申し出により災害時要援護者名簿を作成しています。この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用いたします。

なお、この名簿は、登録者から優先的に救出するというものではありません。災害時の備えの一つとして、災害時要援護者名簿への登録をお勧めします。

※名簿の登録申出をされた方は、

- ・『家具転倒防止器具取付け事業』
- ・『防災ラジオ無償貸与事業』

のご案内も合わせてご覧ください。

1 登録対象者

以下に該当する方で災害時の避難等に支援を必要とする方

- ① 75歳以上のみの世帯の方
- ② 要介護3以上の方
- ③ 認知症の症状のある方
- ④ 障害のある方
- ⑤ 難病等により特別な医療ケアを受けている方
- ⑥ その他災害時の避難等に支援を必要とする方

(例) 妊娠されている方・日中に高齢者のみとなる方など、避難等に不安をお持ちの方

2 登録内容

本人及び緊急時の連絡先の情報を登録します。

○本人 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、申出理由、本人の状況

○緊急時の連絡先 氏名、住所、電話番号、登録者との関係

登録した情報は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付する災害時要援護者名簿に掲載します。ただし、民生委員・児童委員及び防災区民組織へ配付する災害時要援護者名簿への緊急時の連絡先の掲載は、申し出された場合に掲載します。

3 登録方法

登録を希望される方は、「新宿区災害時要援護者名簿登録申出書」を下記の課所へご提出ください（地域福祉課では、郵送、FAXでも受け付けます）。

新宿区のホームページから電子申請もできます。

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1

新宿区役所（本庁舎2階） 地域福祉課（FAX 03-3209-9948）
障害者福祉課、高齢者支援課

新宿区役所（本庁舎4階） 危機管理課

新宿区役所（第二分庁舎分館） 健康政策課、健康づくり課、保健予防課
各特別出張所、各保健センター、障害者福祉センター、各高齢者総合相談センター

- 問い合わせ先 危機管理課危機管理係（電話 03-5273-4592）
地域福祉課福祉計画係（電話 03-5273-4080）

4 登録後の流れ

- ① ご提出いただいた申出書の内容を確認の上、名簿に登録します。申し出された情報については、内容確認及び情報更新のため、必要に応じて所管課に照会する場合があります。
- ② 名簿は、6月と12月の年2回、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付します。
- ③ 配付した名簿は、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用いたします。

5 個人情報の取り扱いについて

- ① 登録していただいた個人情報については、名簿登録者の同意に基づき区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に提供されます。提供された個人情報については適正に管理し、災害時における支援を目的とした活動以外に使用することはありません。
- ② 緊急時の連絡先は、相手方の承諾を得てください。更に、民生委員・児童委員及び防災区民組織へ配付する災害時要援護者名簿に緊急時の連絡先を掲載する場合は、緊急時の連絡先の氏名、住所、電話番号、登録者との関係が掲載されることについて相手方の承諾を得てください。

6 登録後のお願い

次の場合には、ご連絡ください。

- ・登録内容（住所、電話番号、緊急時の連絡先等）や同意内容に変更が生じた場合
- ・長期の施設入所、入院となった場合
- ・登録の必要がなくなった場合
- ・住所変更の届け出等により災害時の支援が必要なくなったことが判明した場合は、登録を取消しますので、ご了承ください。（例：区外へ転出、社会福祉施設への入所等）

新宿区災害時要援護者名簿登録申出書

新宿区長 へ

私は、災害時の避難等に支援を必要とするため、新宿区災害時要援護者名簿の登録を申し出ます。また、私が申し出た個人情報、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署へ提供されることに同意します。

申出日	年	月	日
-----	---	---	---

名簿登録者（申出者）			
フリガナ		性別	自宅電話番号
氏名	(本人署名)	男	携帯電話番号
		女	町会名
生年月日	年 月 日 (歳)		
住所	〒	申出理由 ※該当するところに○をつけてください。 <input type="checkbox"/> 75歳以上の方のみの世帯の方 <input type="checkbox"/> 要介護3以上の方 <input type="checkbox"/> 認知症の症状のある方 <input type="checkbox"/> 障害のある方 <input type="checkbox"/> 難病等により特別な医療ケアを受けている方 <input type="checkbox"/> その他災害時の避難等に支援を必要とする方 (理由)	
	新宿区		

緊急時の連絡先		※該当する方がいない場合は記入の必要はありません。	
フリガナ		連絡先電話番号1	
氏名		連絡先電話番号2	
		登録者との関係	家族・親戚・知人
住所			
◎緊急時の連絡先を民生委員・児童委員及び防災区民組織へ配付する災害時要援護者名簿に掲載しますか？		<input type="checkbox"/> 掲載する ・ <input type="checkbox"/> 掲載しない	←どちらかに必ず○を記入してください。
※緊急時の連絡先は、相手方の承諾を得てください。更に、民生委員・児童委員及び防災区民組織へ配付する災害時要援護者名簿に緊急時の連絡先を掲載する場合は、緊急時の連絡先の氏名、住所、電話番号、登録者との関係が掲載されることについて相手方の承諾を得てください。			

代理申出人		※代理の方が申出される場合、記入してください。	
氏名		登録者との関係	

＜ 裏面もご記入ください。 ＞

※区使用欄

受付課収受印	地域福祉課収受印	地域福祉課処理欄			
		登録番号	新規登録日	情報更新日	データ入力者

災害時要援護者名簿に登録申出をされた方へ

『家具転倒防止器具取付け事業』のご案内

～ 器具5点まで“無料”で取付けます～



ご自宅に伺って設置場所に適した家具転倒防止器具取付けについての調査を行い、後日取付けを行います。施工は、区から委託された業者が実施します。

一般の方は、器具は利用者に負担していただき区が取付けを行います。災害時要援護者名簿に登録している方は、器具5点までが無料になります。

《 無料の対象となる方 》

- 新宿区災害時要援護者名簿に登録している方。
- 取付けは住宅部分に限ります。

《 対象の家具 》

- タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ
- ※区が指定した器具で取付けが可能な家具に限ります。

《 費用 》

- 器具5点まで無料で取付けします（無料は、世帯1回限り）。6点目からの器具は利用者負担です。取付け業者から購入するか、ご自身で準備してください。取付け業者から購入する場合の価格は、お問い合わせください。
- 事前調査費と取付け費は、区が負担します。取付け点数の制限はありません。
- 補助工事が必要な場合の費用は、利用者負担です。

《 申込みから取付けまで 》

- ①申請：「申請書」は名簿登録時に一緒に提出するか、郵便又は Fax で危機管理課（裏面記載）へ提出してください。 **毎月25日〆切**
- ②決定：〆切の翌月5日頃までに、決定通知書をお送りします。
- ③日程調整：訪問日程を決めるために、業者からお電話します。
- ④事前調査：業者が事前調査に伺います。（器具、取付け方法、費用などの確認）
- ⑤取付け：業者が取付けに伺います。費用負担がある場合は業者にお支払いください。

《 その他 》

- ①賃貸住宅の方は、家主や住宅の管理者に事前に承認を得ておいてください。
- ②住所・氏名・電話番号などの情報は、取付け業者に提供します。
- ③取付けは、利用が決定した年度の3月末日までに完了してください。

家具転倒防止器具の種類

転倒防止板

家具の前下部に挟み込む方法



つっぱり棒

家具と天井の間に設置する方法
※家具と天井に十分な強度が必要



ベルト式・L字型金具

家具と壁にねじ止めした器具を
ベルト・L字型金具で固定する方法
※家具と壁面に十分な強度が必要



小

器具の効果

大

〒160-8484

新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区 危機管理課

「家具転倒防止対策」担当 行

【お問合せ・申込み】

新宿区 危機管理課（新宿区役所本庁舎4階）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：5273 - 4592 Fax：3209 - 4069

郵送の際に封筒に貼ってお使いください。

新宿区家具転倒防止器具取付申請書

新宿区長 あて

下記の確認事項に同意の上、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

申請者	住所	〒 新宿区 (マンション名等)		
	氏名	ふりがな		
	電話番号	○自宅	電話 () FAX () ○携帯電話 ()	
取付け希望時期	年 月	ご希望に添えない 場合があります。	取付け希望数	点
※右に該当する方は、 ○をつけてください。 初めて区の事業で 取付けする方は、器 具代5点が無料とな ります。		(ア) 災害時要援護者名簿登録 ()登録済み ()申請中 年 月 日		家具転倒防止器具取付 事業の利用は、 () はじめて () 利用したこと がある
		(イ) 生活保護受給世帯 ・初めて申し込む方は、生活保護受給証明書を添付してください。		

代理人 <small>(代理人が申請 する場合のみ)</small>	住所	〒		
	氏名	ふりがな	申請者との関係	
	電話番号	○自宅	電話 () FAX () ○携帯電話 ()	

◆ 確認事項 ◆

- 【内容】 事前調査を行った後器具の取付けを行います。調査の結果、施工できない場合があります。
 - ①対象となる家具：ダンス・戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ
 - ②器具の種類：ベルト式金具、L字型金具、突っ張り棒、転倒防止板のいずれか
- 【費用】 ①取付け費用は無料ですが、器具は利用者負担です。区が委託する業者から購入するか、ご自身で用意してください。
 - ②上記の※(ア)(イ)該当者は、器具代5点までが無料になります。ただし、以前区の事業により無料で取付けたことがある場合は、利用者負担となります。
 - ③補助工事が必要な場合の費用は、利用者の負担となります。
- 【個人情報】 区が申請者世帯の住民基本台帳情報を確認することがあります。また、区が委託する取付け業者に、申請者の情報を提供します。
- 【留意事項】 ①賃貸住宅にお住まいの方は、器具の取付け等について家主・住宅管理者の承諾が必要です。
 - ②取付け後のメンテナンスは各自で行ってください。
 - ③家具等の固定は、地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありません。

【処理欄】

区分	整理番号	備考

災害時要援護者名簿登録者の方へ

防災ラジオ無償貸与のご案内



災害時等に区からの緊急放送をご自宅で聞くことができる防災ラジオを、災害時要援護者名簿登録者に無償で貸し出します。災害時等の情報取得手段の一つとして、是非ご活用ください。

対象者

- ◎ 新宿区災害時要援護者名簿に登録している方
- ※ラジオの貸与は1世帯1台まで

ラジオの特徴

- ◎ 区が発信した防災に関する情報を音声や文字で放送します。
- ◎ 直前に受信した放送内容を繰り返し聞き直すことができます。
- ◎ 単三電池3本を入れておけば、停電時でも使用できます。
- ◎ 普段はFMラジオ放送を聴くことができます。
- ◎ FMラジオ放送を聴取中でも、区が発信した情報が優先して流れます。

ラジオの種類	防災ラジオ（標準型）	防災ラジオ（文字表示機能付き）
ラジオの写真		 ※文字表示機能付きは聴覚障害者又は音声の聴取が困難な方にのみ貸し出します
ラジオの大きさ (アンテナ除く)	幅18cm×高さ11cm×奥行4cm	幅18cm×高さ13cm×奥行6cm

緊急放送の例

- ① 緊急地震速報（地震が来る前）
- ② 国民保護情報（ミサイル攻撃など）
- ③ 気象警報・特別警報
- ④ 土砂災害警戒情報
- ⑤ 避難情報（緊急安全確保、避難指示等）
- ⑥ その他（区からの緊急情報）
- ⑦ 定時放送（夕焼け小焼け）



申請から受取りまで

申請	「新宿区防災ラジオ貸与申請書」を郵送又は直接、危機管理課に提出してください。 ※代理人による申請も可能です。
決定	区での審査後、防災ラジオの受渡場所及び受取期間を記載した「新宿区防災ラジオ貸与決定通知書」をお送りします。
受取り	受取期間内に指定の受渡場所の窓口で、①「新宿区防災ラジオ貸与決定通知書」と②本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など、住所と氏名がわかるもの）をご提示いただき、窓口でご記載いただく受領書と引き換えに防災ラジオをお渡しします。 ※代理人による受取りも可能です。

※「新宿区防災ラジオ貸与申請書」は以下の窓口で配布および新宿区ホームページにて公開しています。

新宿区役所（本庁舎2階） 地域福祉課、障害者福祉課、高齢者支援課
（本庁舎4階） 危機管理課
（第二分庁舎分館） 健康政策課、保健予防課
（第二分庁舎分館分室） 健康づくり課
区立防災センター、各特別出張所、各保健センター、障害者福祉センター、
各高齢者総合相談センター

新宿区ホームページURL

http://www.city.Shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_000001_00119.html



新宿区ホームページURL
二次元コード

その他

- ◎ 防災ラジオの設置に要する電気料及び電池交換（単三3本）は自己負担となります。（通信料はかかりません）
- ◎ 使用者の故意又は過失による故障は、修理費をご負担いただく場合があります。
- ◎ 貸与期限はありませんが、区外への転出又は防災ラジオが不要になった場合は速やかに区へ返却してください。
- ◎ 防災ラジオの運用は令和5年4月1日から開始します。

〒160-8484
新宿区歌舞伎町1-4-1
新宿区 危機管理課
「防災ラジオ」担当 行



新宿区危機管理課（新宿区役所本庁舎4階）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
電話（5273）3874/FAX（3209）4069

新宿区防災ラジオ貸与申請書

新宿区長 あて

以下の確認事項に同意の上、新宿区防災ラジオの貸与を申請します。

【確認事項】

- ① 防災ラジオの使用に係る電気料金並びに電池の購入及び交換に要する費用は、申請者が負担する。
- ② 貸与は1世帯1台であることを了承し、重複して貸与を受けた場合には、防災ラジオを返還する。
- ③ 故意又は過失による防災ラジオの亡失、破損、故障等の場合における機器の購入、交換及び修繕に要する費用は、申請者が負担する。
- ④ 防災ラジオを第三者に譲渡し、又は転貸しない。
- ⑤ 区外へ転出した場合又は防災ラジオが不要となった場合は、防災ラジオを区に返還する。
- ⑥ 区の貸与審査に伴い、所管部署に申請書記載内容の照会を行うことを同意する。

申請者	住所	〒 新宿区 (マンション名等)	
	氏名	ふりがな	
	連絡先	()	
ラジオ種別 (☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 新宿区防災ラジオ（標準型）の貸与を希望します。		
	聴覚障害者又は音声の聴取が困難な方であり、文字表示機能付きの防災ラジオを希望される場合は以下をご記入ください。		
	<input type="checkbox"/> 新宿区防災ラジオ（文字表示機能付き）の貸与を希望します。		
希望する理由 (必ずご記入ください)			
受渡希望場所 (☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 区役所本庁舎4階危機管理課（歌舞伎町1-4-1）		
	<input type="checkbox"/> 区立防災センター（市谷仲之町2-4-2） <input type="checkbox"/> 特別出張所（希望する特別出張所を1つ○で囲ってください） （四谷・笹笥町・榎町・若松町・大久保・戸塚・落合第一・落合第二・柏木・角筈） ※防災ラジオの受渡希望場所を1か所選択してください。		
代理人 (代理人が申請する場合のみ)	住所	〒 新宿区 (マンション名等)	
	氏名	ふりがな	申請者との関係
	連絡先	()	